

営繕工事における遠隔会議の実施に関する取扱いについて

令和 7 年 4 月 1 日

営 繕 課

営繕工事における遠隔会議について、「営繕工事における遠隔会議の実施要領」（令和 7 年 4 月 1 日）を定めたところですが、実施に関する取扱いについて下記のとおりとします。

1 実施に係る費用の積算

実施に係る費用については、必要に応じて最終の設計変更時に現場管理費に積上げ計上する。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※ 耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5 年

ハブ、ルーター、リピーター、LAN ポート：10 年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

- ・ 従来の立会い等に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、実施にあたっては、従来の費用から追加で必要となる最低限の費用を計上すること。
なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、対応すること。
- ・ 受注者が汎用している既存のモバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）を用いて、無料のアプリケーションソフト等のみを利用して実施した場合については、通信費のみで、通常利用分と遠隔会議利用分のすみ分けが困難であることから、費用計上の対象としない。ウェアラブルカメラ等（モバイル端末含む。）の機器を、遠隔会議のために受注者が準備して実施した場合に、設計変更にて積上げ計上する。

2 実施の手続きについて

受注者は、工事契約後に遠隔会議の実施について、別添を参考に打合せ記録により発注者と協議する。

実施する場合は、打合せ記録に遠隔会議の実施方法（使用する機器やアプリケーションソフト等）を記載又は資料を添付し、前項により費用を積上げ計上する必要があると

判断される場合は、協議時点で想定される概算の見積も添付するものとする。

3 適用時期

(1) この取扱いは、令和7年4月1日から施行する。